

法制度に関するQ&A

1. 物効法 質疑応答 ①

Q. 待機時間のスタートの基準を教えてください。例えば、開門前に並んでいる（待っている）時間は待機時間か。

A. 荷主や集配・配達を行う場所の管理者等から到着時刻・時間帯の指示がない場合はドライバーが集荷場所等に到着した時間が荷待ち時間の起算点となりますが、指示があった場合は、指示時刻よりも前に到着した場合でも、到着時刻ではなく指示時刻が荷待ち時間の起算点となります。

指示時刻とは、荷主等が指示をし、トラック事業者と合意された時刻を指します。（続く）

1. 物効法 質疑応答 ①

Q. 待機時間のスタートの基準を教えてください。例えば、開門前に並んでいる（待っている）時間は待機時間か。

A. （続き）例えば、受付時間がトラック事業者に対して明示的に指示されており、特に反対の意思表示がない場合は到着時刻・時間帯の指示があったものと考えられますが、トラック事業者側が指示時刻等の改善を求めているにもかかわらず荷主等による改善が図られない場合などは、実質的に指示がないものと考えられ、到着時刻が荷待ち時間の起算点となる可能性があります。

Q. 特定荷主以外にも「努力義務」があるが、努力しなかった場合、事業者にはどういう影響があるか。

A. 物流効率化法では、第42条において荷主の努力義務を規定しております。ここでは特定荷主に限らず全ての荷主に対して荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上を求めているところです。

また、荷主事業所管大臣は同条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該措置の実施について必要な指導及び助言を行うことができます。（第44条）

1. 物効法 質疑応答 ③

Q. 物効法の罰則規定が定められているのはどのような場合か。

A. 罰則規定が定められているのは以下に該当する場合です。

◆100万円以下の罰金（第75条）

- ▶ 特定事業者の取組が不十分であるときに当該措置を実施するべき旨の命令に違反した場合
- ▶ 特定荷主や特定連鎖化事業者が物流統括管理者を選任しない場合

◆50万円以下の罰金（第76条）

- ▶ 特定事業者の指定基準値を上回る事業者が、特定事業者の指定に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合

1. 物効法 質疑応答 ③

◆50万円以下の罰金（つづき）

- ▶ 特定事業者が中長期計画を提出しない場合
- ▶ 特定事業者が定期報告を行わない又は虚偽の届出をした場合
- ▶ 報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合
- ▶ 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合

◆20万円以下の過料（第80条）

- ▶ 特定荷主や特定連鎖化事業者が物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない又は虚偽の届出をした場合

2. 改正トラック法 質疑応答 ①

Q. トラック適正化二法の委託次数制限について、具体的にどのように委託次数を調べて、是正指導をしているのか。

A. 委託次数の制限については努力義務とされており、現時点においてトラック・物流Gメンは委託次数の制限違反そのものを対象とした是正指導は行っておりません。一方で、多重下請構造が疑われる事案については、運賃・料金の不当な据置きや取適法違反等の疑いがある場合に、実態の確認を行った上で、必要に応じて是正指導を実施し、その実効性の確保に取り組んでおります。

2. 改正トラック法 質疑応答 ②

Q. 適正原価の設定に関する進捗状況を教えてください。

A. 「適正原価の設定に向けた有識者検討会」の第1回が7月17日に、第2回が8月26日に開催されました。第2回の検討会においては各関係団体へのヒアリングや、前回にて指摘のあった点の掘り下げ、制度全般に関する検討がなされました。今後もおおよそ1ヶ月に1回の頻度で検討会は開催される予定で、年内の提言案のとりまとめを想定しています。その後、物流政策推進会議及び運輸審議会の審議を経て告示され、改正トラック法が公布された令和7年6月11日から3年以内に施行される予定となっています。

3. その他 質疑応答 ①

Q. 法改正に対応すべく、社内管理体制を構築中だが、法律が複雑で官庁も複数にまたがり分かりにくい。国土交通省で一括して対応できないか。

A.物流については、荷主の業種によって所管省庁が複数にまたがることから、物流効率化法に基づく手続きについては、複数の省庁への届出等についても、e-Gov電子申請システムにより一元的に対応できるよう整備・運用しております。

引き続き、関係省庁と連携しながら、説明会の開催、ガイドライン等の充実、相談窓口の運用等を通じ、できる限り分かりやすい情報発信に努めてまいります。